

土砂災害防止法に伴う立入り調査に関するお知らせ

熊本県では、土砂災害防止法に基づき調査を実施します。皆様の御理解と御協力を
お願いいたします。

熊本県では、土石流、がけ崩れ、地すべりの土砂災害が発生する恐れがある箇所において、溪流や地形、斜面の形状などを詳しく把握するための調査を実施します。調査中は調査員が測量や写真撮影等のために私有地内へ立ち入る場合がありますので御理解と御協力をお願いします。

なお、調査員は熊本県発行の「身分証明書」を携帯し、「腕章（会社名入り）」を着用したうえで、調査を行います。

○調査期間及び時間帯

期間：令和7年3月27日～令和7年12月5日（左記の期間の月曜日～金曜日）

時間：午前8時30分～午後5時00分

※ 調査期間に関しては、天候・作業進捗状況により、若干ずれることあります。

○調査対象地区

- ・上天草市大矢野町(登立、中、上)

○調査機関（県が委託した調査会社）

株式会社栄泉測量設計 技術部 担当 矢野 電話 096-378-9874

※調査員は、県発行の身分証明書を携帯しています。

○土砂災害防止法とは ※詳細は別添チラシを御覧ください

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の恐れがあると特定される区域を明らかにし、皆様に周知を行い、警戒避難体制の整備や危険区域での特定開発行為（住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等）の許可制、建築物の構造規制等のソフト対策を推進し、土砂災害を防止しようとするものです。

今回の立入り調査は土砂災害防止法第5条（基礎調査のための土地の立入り等）に基づき行うものです。

○調査内容

- ・溪流、斜面等の状況確認
- ・対策施設の状況調査
- ・土砂災害による危害のおそれのある土地等の地形の調査



○問合せ先

熊本県天草広域本部 土木部工務第二課砂防班 担当 宮島 電話 0969-22-4643

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

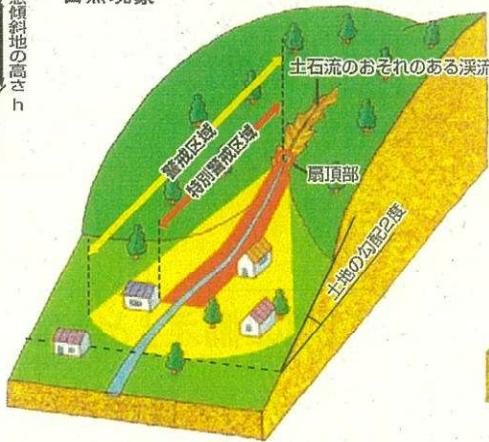
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上ある土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一緒に流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

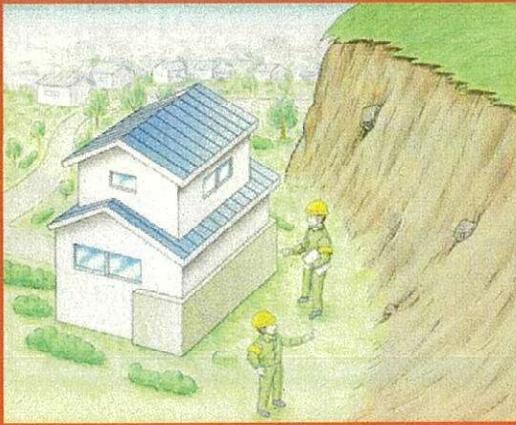


警戒区域では



警戒避難体制の整備

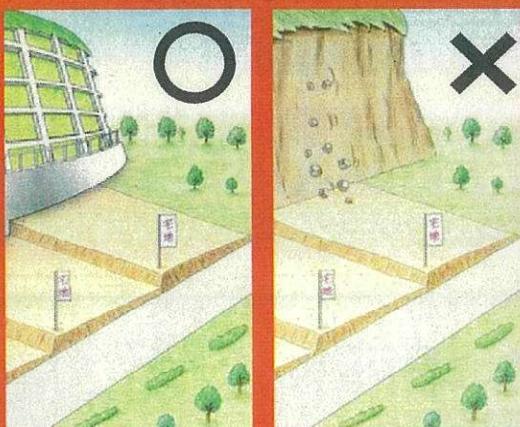
土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】



建築物の構造規制

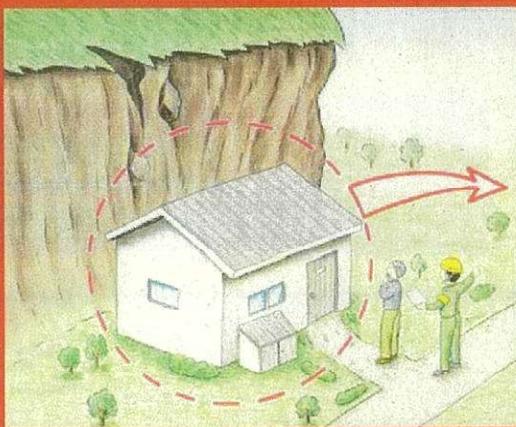
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

お問い合わせ先

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会